

(要領様式第2)

事業計画概要書に対する市長意見書

令和6年2月8日

有限会社キリン産業

代表取締役 岩上茂貴 様

長野市長 荻原健司

令和5年12月27日付けで提出のあった事業計画概要書について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市安茂里小市4丁目10番地3 有限会社キリン産業 代表取締役 岩上茂貴	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市安茂里小市4丁目5801番1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物中間処理施設(圧縮・結束施設)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず(以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 紙くず、木くず、繊維くず(以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類3.96t/日、金属くず3.86t/日、紙くず4.93t/日、木くず7.59t/日、繊維くず4.43t/日(以上いずれも稼働時間8時間)	
(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	長野市安茂里小市区 長野市安茂里小市団地区 (処理施設設置事業場の中心から概ね220m以内の区域) 根拠:長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3の1(5)	

(8) 関係住民の範囲その根拠	<p>周辺地域内の住民 周辺地域内に事業所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業・林業を営む者。 根拠：条例第45条第2項及び条例施行規則第40条第1号</p>
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	<p>令和6年3月2日(土) 午前10時30分から 長野市安茂里小市4丁目10番地3 有限会社キリン産業</p>

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。